

函館市ごみの散乱防止に関する条例

(平成 5 年 3 月 29 日条例第 10 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、市民、事業者、土地または建物の占有者および市等が一体となって、空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻等のごみの散乱を防止することにより、美しく快適な生活環境の保全および良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

(市民等の責務)

第 2 条 市民等（市民および市内に滞在し、または市内を旅行等により通過する者をいう。以下同じ。）は、家庭外において自らごみを生じさせたときは、これを家庭に持ち帰り、または回収のための容器に収納するなどして、ごみを散乱させないようにしなければならない。

2 市民等は、自ら身近な地域および職場等における清掃活動等に参加するよう努めるとともに、市が実施するごみの散乱の防止のための施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 3 条 容器に収納した飲料を製造する事業者は、当該容器の散乱の防止について消費者の意識の啓発を図るとともに、その製品の製造に際し、再資源化が可能な容器を使用するように努めなければならない。

2 容器に収納した飲料を販売する事業者は、当該容器の散乱の防止および再資源化について消費者の意識の啓発を図るとともに、その販売する場所に規則で定める当該容器を回収するための容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

3 たばこを製造し、または販売する事業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止について消費者の意識の啓発を図らなければならない。

4 観光業者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 2 条第 1 項の旅行業、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項のホテル営業および同条第 3 項の旅館営業、旅客を運送する事業その他観光に関する事業を行う者をいう。）は、ごみの散乱の防止について観光客の意識の啓発を図らなければならない。

5 事業者は、ごみの散乱の防止について従業員の意識の啓発を図るとともに、市が実施するごみの散乱の防止のための施策に協力しなければならない。

(土地または建物の占有者の責務)

第 4 条 公衆の利用に供する土地または建物の占有者（占有者がいない場合にあっては、管理者とする。以下同じ。）は、当該土地または建物におけるごみの散乱の防止のため、その利用者の意識の啓発を図るとともに、散乱したごみの清掃、ごみの収納容器の適正な配置等必要な措置を講じなければならない。

2 土地または建物の占有者は、市が実施するごみの散乱の防止のための施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第 5 条 市は、第 1 条の目的を達成するための総合的な施策を策定し、これを実施するとともに、その実施について、市民等、事業者および土地または建物の占有者に対して必要な

指導または援助をし、および関係機関等に対して協力の要請をするものとする。

2 前項の総合的な施策は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ごみの散乱の防止のための意識の啓発および高揚に関する事項
- (2) 空き缶、空き瓶等の再資源化の促進に関する事項
- (3) ごみの散乱の防止または再資源化のための自主的な活動団体の育成およびその活動の支援に関する事項
- (4) その他ごみの散乱の防止に関し必要と認める事項
(自動販売機による販売等の届出)

第6条 第3条第2項の事業者のうち容器に収納した飲料を自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により販売する事業者は、その販売を開始した日から15日以内に当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名および住所（法人にあっては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）
- (2) 販売を開始した日
- (3) 自動販売機の設置の場所
- (4) 第3条第2項に規定する回収容器の設置の場所
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、次の各号の一に該当することとなった場合は、当該該当することとなった日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項について変更があった場合
- (2) 前項第3号または第4号に掲げる事項について変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をした場合
- (3) 届出に係る自動販売機による容器に収納した飲料の販売を廃止した場合
(承継)

第7条 届出者について相続、合併または分割（その届出に係る自動販売機による販売の事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人または分割により当該事業を承継した法人は、当該届出者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出者の地位を承継したものは、その承継があった日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による届出、同条第2項の規定による届出で同条第1項第1号の事項の変更に係るもの（氏名または法人の名称に係る届出に限る。）または前条第2項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所にその届出済証を張り付けておかなければならない。

3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、その届出済証を亡失し、またはき損したときは、

速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出を出した者に対し、届出済証を再交付するものとする。この場合において、当該再交付に係る届出済証については、第2項の規定を準用する。

(立入調査)

第9条 市長は、ごみの散乱の状況、第3条第2項に規定する回収容器の設置およびその管理の状況、第6条もしくは第7条第2項に規定する届出または第8条第2項に規定する届出済証の張付け状況を調査するため必要があると認めるときは、その職員に、当該土地または建物に立ち入り、調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導および勧告)

第10条 市長は、ごみの散乱を防止するため、市民等、事業者または土地もしくは建物の占有者に対し、第2条第1項に規定するごみの持帰りもしくは回収容器への収納等、第3条第2項に規定する回収容器の設置およびその適正な管理、第4条第1項に規定する散乱したごみの清掃、ごみの収納容器の適正な配置等必要な措置、第6条、第7条第2項もしくは第8条第3項に規定する届出または第8条第2項に規定する届出済証の張付け状況について、指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が正当な理由がなくこれに応じないときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(関係法令の活用)

第11条 市長は、ごみの散乱を防止するため、関係法令の積極的な活用を図るものとする。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年5月30日から施行する。

[中略]

附 則(平成13.6.27 規則第51号)

この条例は、公布の日から施行する。